

日本近代における儒教思想の役割

——中江兆民のルソー受容をめぐる——

下川 玲子

はじめに

日本近代において、福沢諭吉は、「権理通義」という語を用いて、西洋近代思想の中核である権利概念を紹介した。¹ 続いて、中江兆民は『三酔人経綸問答』の中で、権利の思想をさらに展開した。

且つ専擅の制を出で、立憲の制に入りて後、人たる者、始めて個々独立の人身と為ることを得るなり。何ぞや。参政の権なり、財産私有の権なり、事業を撰びて操作するの権なり、奉教自由の権なり、其他言論の権と云ひ、出版の権と云ひ、結社の権と云ひ、凡そ此類の諸権は、人たる者の必ず具有すべき所にして、此種の権を具備して後、始めて人たるの声価を有すと為す。²

兆民は、このように人はさまざまな権利を有するがゆえに人間であるとした。私たちは、この権利を守るために選挙によって代議士を選び、この代議士が国民の代理で政治をおこなう。兆民は、明治初年に、選挙に

よる国民の意志表示と、その国民の意志に基づいた政府こそ、正当性を持つという民主主義政治の理論を展開したのである。兆民は、『三酔人経綸問答』で、続いて以下のように述べている。

是故に立憲の制に在ては、民たる者、輿望有る人物を票選して代議士と為し、托するに立法の大権を以てす。所謂議院なり。是故に議院は全国民意の寓する所にして、宰相大臣は特に議院に隸屬して、各種の事務を分掌するに過ぎざるのみ。

政府は、民意に基づきその正当性が示されるのであり、神の啓示、お上の支配といった不可思議なものに正当性の根拠があるのではない。私たちは、代議士が人々の権利を守り正しい政治をおこなうかを監視する権利もある。

夫れ民たる者、既に代議士を出して政務を監督するの権あり。其他天賦の諸権を具有すること、固より言を待たざるなり。

兆民は、私たちには天から賦与された誰も奪いがたい権利があるとし、それを論理の出発点にした。中江兆民や福沢諭吉などによって移入された権利概念や、人権を守るために政府を組織し、その政府が圧政をおこなえば選挙によって改廃するという国民主権の考え方、その手段としての普通選挙などのシステムが、本格的に日本の国の基盤に据えられたのは戦後である。しかし、このような思想はすでに一九世紀後半に日本に移入され、徐々に日本社会に浸透していた。

中江兆民の政治思想は、フランスのルソーに依拠するとされるが、兆民はルソーを受容する際に、伝統的な儒教思想の概念を利用しながらその思想を理解しようと努めた。福沢諭吉は、それまで東アジアで普遍思想として機能した朱子学や儒教思想を、近代化の障害になるものとして